

大牟田市市税条例の一部を 改正する条例(案)について

令和8年6月2日

国民健康保険運営協議会

議題(1)

1. 条例改正の趣旨

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減対象となる所得基準について所要の改正を行うとともに、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により創設された、子ども・子育て支援納付金制度に対応するため、国民健康保険税の賦課方式等について所要の改正を行う必要があることから、大牟田市市税条例の一部を改正するもの。

2. 改正の内容

(1) 課税限度額の引き上げ

国民健康保険税の課税限度額の引き上げは、これまで被用者保険におけるルール(※)とのバランスを考慮し、該当世帯の割合が1.5%に近づくよう段階的に引き上げており、基礎課税額の課税限度額を政令どおりの上限額に改めるもの。

※被用者保険では、標準報酬月額の高等級に該当する被保険者の割合が0.5～1.5%の間になるよう政令で定めている。

基礎課税額 【現 行】66万円 → 【改正案】67万円

区 分	現 行	改正案	備考
①基礎課税額	66万円	<u>67万円</u>	
②後期高齢者支援金等課税額	26万円	26万円	改正なし
③介護納付金課税額	17万円	17万円	改正なし
計	109万円	<u>110万円</u>	

2. 改正の内容

(1) 課税限度額の引き上げ

《改正経過》

区 分	基礎課税額	後期高齢者 支援金等課税額	介護納付金 課税額	計
3年度	改正なし			
4年度	65万円	20万円	17万円	102万円
5年度	65万円	22万円	17万円	104万円
6年度	65万円	24万円	17万円	106万円
7年度	66万円	26万円	17万円	109万円
8年度(案)	67万円	26万円	17万円	110万円

2. 改正の内容

(2) 軽減対象基準額の見直し

国民健康保険税の軽減対象となる所得基準については、国において経済動向等を踏まえ見直しが行われており、政令どおりに改めるもの。

- ① 5割軽減の対象となる軽減判定所得について、被保険者数に乘じる金額を30万5千円から31万円に改める。

【現 行】 43万円 + **30万5千円** × 被保険者数

【改正案】 43万円 + **31万円** × 被保険者数

- ② 2割軽減の対象となる軽減判定所得について、被保険者数に乘じる金額を56万円から57万円に改める。

【現 行】 43万円 + **56万円** × 被保険者数

【改正案】 43万円 + **57万円** × 被保険者数

2. 改正の内容

(2) 軽減対象基準額の見直し

《改正経過》

区 分	5割軽減判定所得	2割軽減判定所得
3年度	43万円 + 28.5万円 × 被保険者数	43万円 + 52万円 × 被保険者数
4年度	改正なし	改正なし
5年度	43万円 + 29万円 × 被保険者数	43万円 + 53.5万円 × 被保険者数
6年度	43万円 + 29.5万円 × 被保険者数	43万円 + 54.5万円 × 被保険者数
7年度	43万円 + 30.5万円 × 被保険者数	43万円 + 56万円 × 被保険者数
8年度(案)	43万円 + 31万円 × 被保険者数	43万円 + 57万円 × 被保険者数

2. 改正の内容

(3) 子ども・子育て支援金分課税の新設

子ども・子育て支援金制度創設(令和8年4月1日施行)に伴い、国民健康保険税の賦課項目について、従来の「基礎課税額」、「後期高齢者支援金等課税額」、「介護納付金課税額」に、新たに「子ども・子育て支援納付金課税額」を追加するとともに、「子ども・子育て支援納付金課税額」に係る課税限度額などの項目を追加するため、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

(3)子ども・子育て支援金分課税の新設

- ① 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための子ども・子育て支援納付金課税額は、**所得割額、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額(※)及び世帯別平等割額**の合算額とする。

※18歳以上被保険者均等割額

子ども・子育て支援金制度の趣旨に鑑み、18歳未満の被保険者の均等割総額を全ての18歳以上の被保険者で負担するもの。

- ② 県が示す標準保険料率をもとに、大牟田市の税率及び額を、次のとおりとする。

【県が算定した標準保険料率】

区分	税率・額
所得割額	0.27%
被保険者均等割額	1,074円
18歳以上被保険者均等割額	55円
世帯別平等割額	1,042円

【大牟田市が設定する保険税率】

区分	税率・額
所得割額	0.27%
被保険者均等割額	1,000円
18歳以上被保険者均等割額	100円
世帯別平等割額	1,000円



※標準保険料率

県内統一の基準に基づき、毎年度県が算定するもので、市町村ごとの保険料の標準的な水準を表すもの。

2. 改正の内容

(3)子ども・子育て支援金分課税の新設

- ③ 子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額は、**3万円**とする。
- ④ 子ども・子育て支援納付金課税額の軽減措置は、次のとおりとする。
- ア 低所得世帯:低所得世帯に対する軽減措置は、現行制度と同様の7・5・2割軽減とする。
 - イ 出産被保険者:出産予定の被保険者又は出産した被保険者の産前産後期間に係る所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を減額する。
 - ウ 18歳未満被保険者:18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る被保険者均等割額を10割軽減する。
- ⑤ モデル世帯での試算(年額)

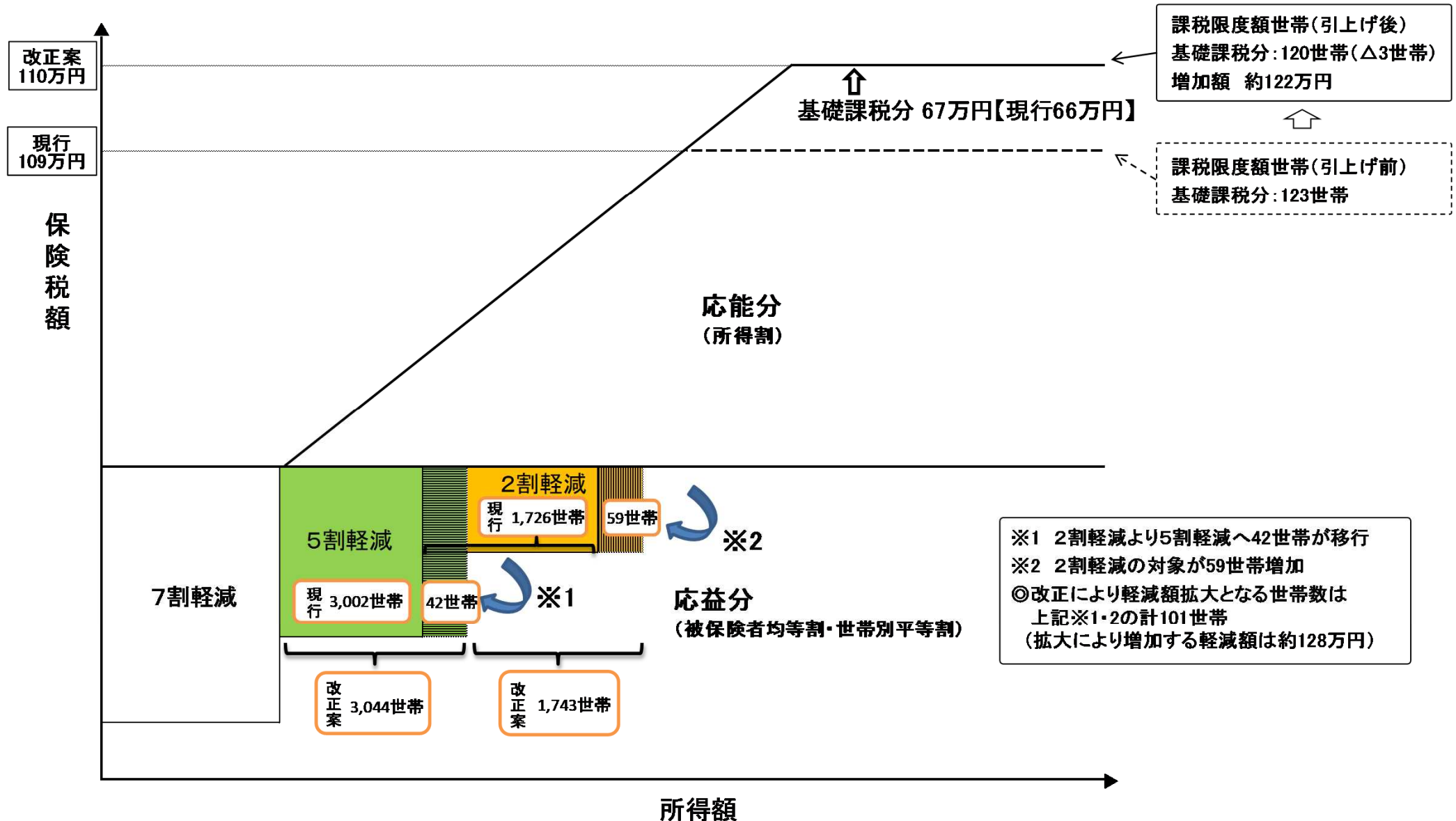
モデル世帯	保険税額
《所得120万円》 40歳代の夫婦と小学生の子ども2人世帯	3,600円
《所得 90万円》 70歳代の単身世帯	2,900円
《所得200万円》 40歳代の夫婦の世帯	7,400円

3. 施行期日

公布の日から施行する。なお、改正後の市税条例は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

参考①

課税限度額及び軽減判定所得の改正(イメージ図)



参考②

所得階層別税額比較表(軽減判定・課税限度額適用)

1人世帯(40歳以上65歳未満)の場合

給与(単位:円)

【現 行】

収 入	所 得	軽減 割合	基 礎	支援金	介 護	計 ①
1,080,000	430,000	7	12,600	3,900	4,200	20,700
1,385,000	735,000	5	49,500	15,500	16,700	81,700
1,390,000	740,000	2	62,600	19,700	21,100	103,400
1,640,000	990,000	2	85,900	27,000	29,000	141,900
1,650,000	1,000,000		95,300	30,000	32,100	157,400
2,000,000	1,320,000		125,000	39,400	42,200	206,600
3,000,000	2,020,000		190,100	60,100	64,200	314,400
4,000,000	2,760,000		258,900	81,900	87,500	428,300
5,000,000	3,560,000		333,300	105,500	112,700	551,500
6,000,000	4,360,000		407,700	129,100	137,900	674,700
7,000,000	5,200,000		485,900	153,900	164,400	804,200
7,196,667	5,377,000		502,300	159,100	170,000	831,400
8,000,000	6,100,000		569,600	180,400	170,000	920,000
9,000,000	7,050,000		657,900	208,400	170,000	1,036,300
9,022,000	7,072,000		660,000	209,100	170,000	1,039,100
9,030,000	7,080,000		660,000	209,300	170,000	1,039,300
9,130,000	7,180,000		660,000	212,300	170,000	1,042,300
10,000,000	8,050,000		660,000	237,900	170,000	1,067,900
10,747,000	8,797,000		660,000	260,000	170,000	1,090,000
11,000,000	9,050,000		660,000	260,000	170,000	1,090,000



【改正後】

軽減 割合	基 礎	支援金	介 護	計 ②
7	12,600	3,900	4,200	20,700
5	49,500	15,500	16,700	81,700
5	49,900	15,700	16,800	82,400
2	85,900	27,000	29,000	141,900
2	86,800	27,300	29,300	143,400
	125,000	39,400	42,200	206,600
	190,100	60,100	64,200	314,400
	258,900	81,900	87,500	428,300
	333,300	105,500	112,700	551,500
	407,700	129,100	137,900	674,700
	485,900	153,900	164,400	804,200
	502,300	159,100	170,000	831,400
	569,600	180,400	170,000	920,000
	657,900	208,400	170,000	1,036,300
	660,000	209,100	170,000	1,039,100
	660,700	209,300	170,000	1,040,000
	670,000	212,300	170,000	1,052,300
	670,000	237,900	170,000	1,077,900
	670,000	260,000	170,000	1,100,000
	670,000	260,000	170,000	1,100,000

①と②の 増減額	増減率	所得に対する税負担率	
		現 行	改正案
0	0.0%	4.8%	4.8%
0	0.0%	11.1%	11.1%
-21,000	-20.3%	14.0%	11.1%
0	0.0%	14.3%	14.3%
-14,000	-8.9%	15.7%	14.3%
0	0.0%	15.7%	15.7%
0	0.0%	15.6%	15.6%
0	0.0%	15.5%	15.5%
0	0.0%	15.5%	15.5%
0	0.0%	15.5%	15.5%
0	0.0%	15.5%	15.5%
0	0.0%	15.5%	15.5%
0	0.0%	15.1%	15.1%
0	0.0%	14.7%	14.7%
0	0.0%	14.7%	14.7%
700	0.1%	14.7%	14.7%
10,000	1.0%	14.5%	14.7%
10,000	0.9%	13.3%	13.4%
10,000	0.9%	12.4%	12.5%
10,000	0.9%	12.0%	12.2%